

平成 19 年度指定管理第三者評価

《施設名》

河内長野市立市民公益活動支援センター

《指定管理者名》

特定非営利活動法人かわちながの市民公益活動推進委員会

《指定期間》

平成 19 年 11 月 29 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

《所管課》

企画総務部 市民協働室 自治協働課

《第三評価者》

河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会

《評価対象期間》

平成 19 年 11 月 29 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

【総合評価】

管理運営開始から約 4 ヶ月あまりの段階での評価であることから、正当な評価が難しい状況での評価となった。

まず、管理運営の基本である、施設の適正管理及び管理経費の縮減などのハード面については、光熱水費、通信費等の経費節減、また、環境への配慮などに努め、概ね事業計画どおり実施されているものと判断する。

次に、市民の平等な利用が図られているか、サービスの向上が図られているか、施設の目的とする事業を効果的に発揮できたかなどソフト事業面については、民間のノウハウ、経験を充分活用しながら事業計画どおり履行されており、行政との協働という面においても、意思の疎通、役割分担、情報共有ができているものと判断する。しかしながら、利用者の要望・苦情等をよりの確に把握する手法の検討や、施設利用促進の P R を既存の広報紙なども活用しながら更に充実させていくこと、センターと市民が連携を進めていることに併せて、行政とのパイプ役としての役割も進めていただきたいということ、また、スタッフの研修に関しては、資質向上のための研修や、利用者の安全確保のための研修、他市施設視察研修などについて、更に充実した具体的な研修計画に基づき実施していく必要がある。そして、具体的な事業計画のもと、行政との協議により指定管理委託料の充実が望まれる。

最後に、今後の課題として、地域型組織に対する支援の充実・連携や社会福祉協議会など他の中間支援組織との連携、それから、事業者とも連携を進めるなど、より強固な連携体制を整えていただきたい。